

一、吾等は團體の力と自治的訓練により生活の向上を期す
二、吾等は相互扶助の精神に基き共

同福利の増進を期す
三、吾等は港灣従業員の社會的使命の完成を期す

日本港灣従業員組合聯盟規約

第一章 名稱及位置

第一條 本聯盟は日本港灣従業員組合聯盟と稱し本部を神戸市海岸通三丁目二十六番地に置く

第二章 組織

第二條 本聯盟は港灣従業員の勞働團體を以て組織す

第三章 目的

第三條 本聯盟は本聯盟の綱領及び主張の實現を圖るを以て目的とす

第四章 機關

第四條 本聯盟の前條の目的を達成するため左の機關を設く

一、大會

二、中央委員會

一、大會に本聯盟役員及び加盟組合選出の代議員を組織し毎年一回會長之を招集す
但中央委員會その必要を認めたるときは臨時大會を開催することを得る

大會の議長は會長之に任ず大會の議事は出席代議員の過半数を以て決し可否同數なる時は議長之を決す
各加盟組合の選出す可き代議員數は左の基準による

會費完納會員五十名未満の團體は一名
同五十名—二百名同二名
同二百名—五百名同三名
同五百名—一千名同四名
同一千名—二千名同五名
同二千名—三千名同六名
同三千名—同七名

但し代議員は本部の承認する會費完納者の會員數を明示する信任狀を其代表團體より持參することを要す

二、中央委員會は執行機關にして大會に於る議決の範圍内に於て機關の決議並に適宜の處置をなすことを得る

中央委員會は會長、中央委員、主事、會計及び會計監査員を以て組織す會長は本聯盟の重要事項にして緊急を要するものと認めたる時又は四名以上の中央委員よりの請求ありたるときは直に中央委員會を招集すべし中央委員會は加盟組合の地方的關係を考慮し左の基準により選出さる地方的に組合員一千名以内より一名以上は一千名以内を増すごとに一名を増す

第五章 役員

第五條 本聯盟本部に左の役員を置く

會長一名中央委員若干名主事一名會計一名會計監査若干名

第六條 本聯盟役員任期は一ケ年とし毎年一回大會に於て選舉す但し重任を妨げず

第七條 會長は本聯盟を代表し本會及び中央委員會の決議に基き一切の會務を統轄す

第八條 主事は會長の指令を受け會務を處理す、會長事故あるときは之を代理す

第九條 中央委員は聯盟の方針行動及び人事業務に關する重要事項を協議し之を執行す

第十條 會計は會長の指示をうけ本聯盟の金錢出納並に財産管理に關する一切の事務を處理す

第十一條 會計監督は本聯盟の會計及財産管理に關する一切の事務を監査す

第六章 加盟及脱退

第十二條 本聯盟に加盟せんとする組合は中央委員會の承認を得るを要す

第十三條 本聯盟に加盟すること承認せられたる團體は最初の本部費を納入したる時より加盟團體としての權利を有す

第十四條 加盟團體にして、聯盟創立の精神に違反し又は本聯盟に對する義務を履行せざる時は中央委員會及大會の議を経て是れを脱退せしむる事を得

第七章 會計

第十五條 本聯盟の經費は加盟組合員一名につき加盟團體を通じて毎月十錢を會費として徴收し是に充當するものとす、但し加盟團體は毎月々末までに是を納入を要す

第十六條 既納の會費其他の繰出金は如何なる場合と雖も之を返還せず

第十七條 本聯盟の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとし毎年度決算は大會の承認を経るを要す

第八章 補則

第十八條 本規約は大會の承認を経るに非ざれば改正する事を得ず
第十九條 本聯盟に顧問又は相談役を置くことを得る